八王子市公告第　594　号

　下記の書類は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達とする。
　なお、書類は保管中につき、送達を受けるべき者には、いつでもこれを交付する。

令和８年１１月１１日

八王子市長　初　宿　和　夫

記

1　送達する書類
　　地方税法の規定に基づき作成された書類

2　送達を受けるべき者
　　公示送達一覧のとおり

3　交付場所
　　八王子市役所財務部収納課窓口

（問合せ先）
財務部収納課

公示送達一覧

No.	氏名又は名称	通知書番号
1	星野　啓喜	10299624